

## ○大府市地方公共団体情報システム機構交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人番号制度を円滑に運用するため、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することについて、予算の範囲内において交付する地方公共団体情報システム機構交付金(以下「交付金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、地方公共団体情報システム機構とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第49条第1項に規定する特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に要する経費とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費に相当する額で、予算に定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。